

岩手県告示第212号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成27年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
栃内第二病院	滝沢市大釜吉水103番地 1	平成30年 3 月15日
医療法人友愛会 盛岡友愛病院	盛岡市永井12地割10番地	平成30年 3 月16日
医療法人社団高松病院	盛岡市館向町 4 番 8 号	”